

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年6月23日

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮坂 学

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03-6440-6000

【事務連絡者氏名】 SR本部 株式企画室長 尾崎 太

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03-6440-6000

【事務連絡者氏名】 SR本部 株式企画室長 尾崎 太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2015年6月18日開催の当社第20回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2015年6月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款の一部を変更するものであります。加えて、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲を変更するために、定款の一部を変更するものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第1号議案(定款一部変更の件)の効力発生を条件に、取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、宮坂 学、ニケシュ・アローラ、孫 正義、宮内 謙、ケネス・ゴールドマン、ロナルド・ベルの6氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、監査等委員である取締役として、吉井 伸吾、鬼塚 ひろみ、藤原 和彦の3氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第1号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額10億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額2億円以内）と定めるものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、監査等委員である取締役の報酬額を、年額2億円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対、棄権及び無効の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

前日までの事前行使個数及び当日出席を含めた議決権行使個数 53,042,105個

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効数 (個)	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更の件	50,928,331	1,998,357	5,554	632	可決	96.01
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件						
宮坂 学	52,706,666	220,192	5,304	715	可決	99.37
ニケシュ・アローラ	52,674,063	252,796	5,304	715	可決	99.31
孫 正義	52,045,247	881,607	5,304	715	可決	98.12
宮内 謙	51,973,346	953,314	5,498	715	可決	97.99
ケネス・ゴールドマン	49,581,055	3,345,798	5,304	715	可決	93.47
ロナルド・ベル	49,678,132	3,248,721	5,304	715	可決	93.66
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件						
吉井 伸吾	52,672,761	254,002	5,310	806	可決	99.30
鬼塚 ひろみ	52,789,952	136,811	5,310	806	可決	99.52
藤原 和彦	52,019,435	907,322	5,310	806	可決	98.07
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件	52,658,377	223,424	50,575	504	可決	99.28
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	52,702,200	225,095	5,110	475	可決	99.36

- (注) 1. 賛成割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。
2. 第1号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 第2号議案及び第3号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
4. 第4号議案及び第5号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たしたことから、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、棄権及び無効の確認ができていない一部の議決権数は加算していません。

